

令和4年9月5日

保護者の皆様

米原市立米原中学校
校長 一ノ宮賢了

非常変災時（台風・大雨・洪水）における非常措置について（お知らせ）

平素は、本校の教育活動に御理解と御支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、台風11号の接近に伴う非常変災が危ぶまれておりますが、上記の非常変災時におきましては、下記の要領で児童・生徒の安全確保を図りたいと思っております。保護者の皆様にもお知りおきいただき、御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、風雨が強まり、洪水や土砂災害の危険が高くなることが予想される場合は、国や県が発表する防災気象情報に御留意いただき、不要不急の外出は控えるよう御家庭におかれましても御指導ください。

記

1 臨時休校になる場合

午前7時において、滋賀県全域または米原市が含まれる地域に「大雨・暴風・大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が出された場合、学校はお休み（臨時休校）です。

2 臨時休校や登下校時刻の変更を行う場合

- (1) 午前7時以降「大雨・暴風・大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」発表が必至（必ず出ると考えられる）の場合
- (2) 午前7時および午前7時以降において、米原市の水害・土砂災害に関する避難情報（以下、「市避難情報」）で警戒レベル4以上の情報が校区内に発表されている場合
- (3) 午前7時までに「特別警報」または「暴風を含む警報」が解除された場合ならびに市避難情報で警戒レベル3以下に情報が変更された場合

なお、市避難情報で警戒レベル3の情報が校区内に発表された場合についても、浸水害ならびに土砂災害等の危険状況、避難所の開設状況に応じて、同様の措置をとることがあります。

3 その他の警報

次のような警報が出された場合は、すぐに休校にはなりません、各学校長や教育委員会で判断して、臨時休校や登下校時刻の変更等の措置をとることもあります。

◎大雨警報・大雪警報・洪水警報・大雨洪水警報等の警報が発令された場合。

4 休日の取り扱いについて

休日に「大雨・暴風・大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が発表された場合、部活動や学校行事は全て中止になります。

臨時休業（休校）や始業時刻の繰り下げ、終業時刻の繰り上げ等の非常措置をとる場合は、防災アプリおよび各学校のメール配信システム等により非常連絡を行いますので、御確認ください。